

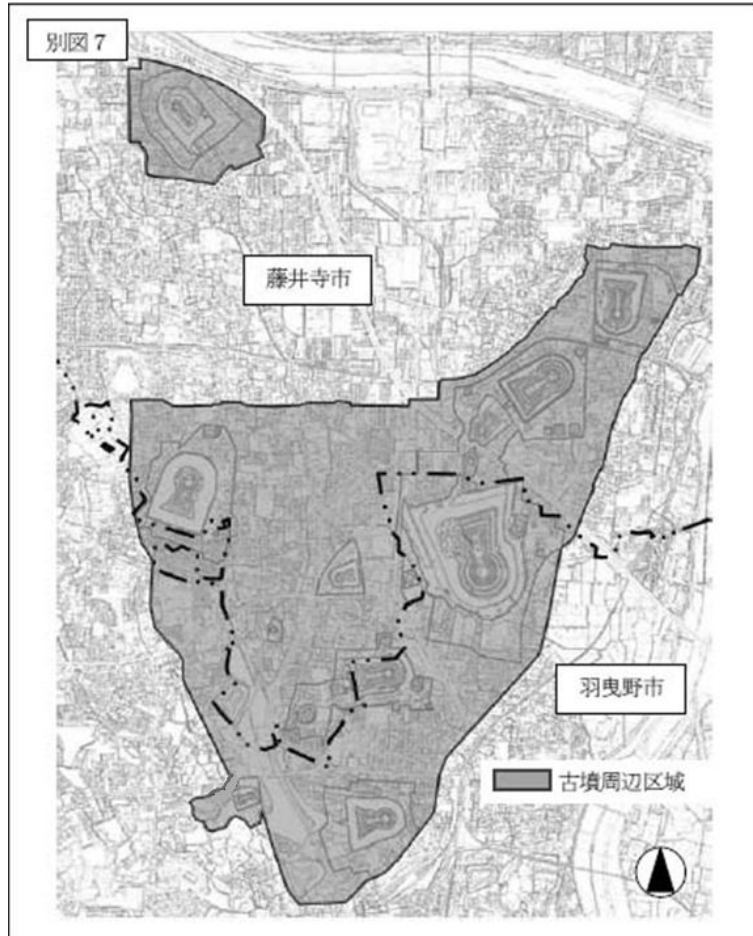
大阪府告示第345号

昭和49年大阪府告示第650号(大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定)の一部を次のように改正し、令和2年3月2日から実施する。

令和2年3月2日

大阪府知事 吉村 洋文

別図7を次のように改める。



別図9を次のように改める。

